

## 定款の変更について

10月29日の常任理事会で、定款の変更について下記とおり決まりました。  
ストップ結核パートナーシップ日本は、2012年7月15日付に国税局より認定NPO法人として認められました。これに伴い、定款の名称を変更します。  
また、所轄庁である東京都より総会の開催に関する基準について指摘を受けましたので、項目を追加します。

=変更項目= (追加文言は赤字)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、**認定**特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本（英語名：Stop TB Partnership Japan）という。

### 第5章 総会

#### 第25条

「総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない」